

令和 2 年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和２年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和３年１月２２日 金曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎４階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後１時３０分
- 4 閉 会 午後３時２０分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
三 島 和 夫
柴 田 健
佐々木 晃 久

- 6 教育庁（事務局）出席者
教育次長 石 川 政 昭
総務課長 片 村 有 希
義務教育課長 中 山 恭 幸
高校教育課長 伊 藤 雅 和
特別支援教育課長 新 井 敏 彦
義務教育課指導主事 三 洲 龍 太
特別支援教育課指導主事 小 野 武 則
保健体育課指導主事 佐々木 敏 昭
生涯学習課社会教育主事 櫻 庭 直
高校教育課主幹（兼）班長 藤 澤 修
高校教育課主任指導主事 能 美 佳 央
高校教育課指導主事 伊 藤 淳

7 次 第

- (1) 報告（「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
- (2) 協議
 - ・いじめの重大事態への対応の在り方について
 - ・いじめの防止等に係る教職員研修の在り方について
- (3) その他

【司会】

ただいまから、令和２年度、秋田県いじめ問題対策審議会を開会する。はじめに、秋田県教育委員会、石川政昭教育次長が御挨拶申し上げる。

【事務局】

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、御礼を申し上げます。皆様には日頃から、それぞれの立場から、県の教育に対してお力添えをいただいていることに重ねて感謝申し上げます。会に先立ち一言述べさせていただきます。

本審議会は、平成２８年施行の秋田県いじめ防止対策推進条例第２３条に基づいて設置されている。この条例は、すべての児童生徒が健やかに成長できる環境を、社会全体で作り上げることを目指して、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他関係者の相互の連携協力のもと、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められたものである。いじめの防止等のための対策を実効的に行うことが、本審議会の目的となっている。

さて、令和元年度の問題行動等調査によると、本県の国公私立の小・中・高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度から１８６件増加し、４，４２３件と過去最多を更新している。そのいじめの認知件数４，４２３件のうち、９３％にあたる４，１１４件が、日常的な経過観察中であるものも含めて、その後の対応により解消に至っている。この結果について、私どもは多くの学校で、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて児童生徒に寄り添った対応が少しずつなされつつある、そういった表れであると捉えている。

いじめの防止等の対策は、いじめが行われなくなるようにすることを趣旨として実施されなければならないが、残念ながらいじめは起こり得ることを前提として考えたとき、適切な認知と望ましい対応が求められる。その意味では、重大事態を含め、いじめに対応する側には、経験の蓄積と多くの対応例を共有し、それについての検証や研究を継続していくなどの仕組みによって、学校の中にある対応組織をより機能させて、未然防止、即時対応、再発防止に向けた取組が実情に応じて、非常に実効性のあるものとして進められていくようになることを考えている。

そのために、教育委員会や学校が何をどうすればよいのかといった辺りについて、皆様の豊富な御経験、知識の部分を貸していただきながら、御意見を賜うことができればと考えている。それぞれの視点から忌憚のない御意見をよろしくお願いしたい。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介する。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介する。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めていく。条例第２６条第２項の規定に基づき、ここからの議事進行は、議長である嵯峨会長にお願いする。

【議長】

昨年もこの時期に審議会が開催された。その後、新型コロナウイルス感染の問題が浮上し、学校現場で感染者ないし感染等を疑われる児童生徒に対して、誹謗中傷などなされていないか心配されたところだが、現状としてコロナを原因とするいじめが起きたとの報告は耳にしていない。コロナの問題に関して学校関係者の配慮がなされているものと思う。もっとも、コロナ禍の状況も長引いており、子どもたちにもそれなりのストレスが生じているのではないかと思われる。いじめの認知件数も年々増加しているので、継続的にいじめの防止を図り、対策を講じていく必要がある。

いじめの問題は、教育的な解決がなされることが望ましく、学校現場において必要かつ十分な対策を講じていると思われるが、内側からでは見えない問題もあり、その対策が適切であるかどうか分からないこともある。本日は二つの協議題が提示されているが、学校現場の外側にいる立場から、いじめの防止策、対応策を提言していきたい。

【司会】

それでは、本県のいじめ等の状況について、各課から報告する。

【事務局】

では、義務教育課からは小・中学校に関する部分について御説明したい。

まず、本県のいじめの状況についてであるが、小・中学校における令和元年度のいじめの認知件数は、小学校が3,427件、中学校が744件、合計で4,171件になっている。右に前年度との比較があるが、小学校が256件の増加、中学校が77件の減少、合計で179件の増加となっている。いじめの認知件数の増加について、令和元年度で4千件を超えてきているが、こちらについては、各校においていじめの定義や、いじめを正確に漏れなく認知することの重要性への理解が進んできているのではないかと考えている。けんかやふざけ合い、からかいとか、そういったものであっても、その背景や児童がどう感じたかというところに着目して、この調査にしっかり計上されるようになってきたためであると考えている。特に、それが小学校で顕著に出てきていると考えている。中学校については、減少しているが、やはりいじめは許されないということへの認識が深まってきているのではないかと考えている。今後も引き続き、いじめの兆候を見逃さないように、学校に指導していきたいと考えている。

千人当たりのいじめの認知件数についてであるが、秋田県では令和元年度49.6件と前年度と比べて3.4件の増加となっている。順位では、全国で少ない方から数えて30番目となっている。いじめについて、何が大切かといういろいろなあるが、やはり重大事態に至る前にいかに組織的に対応するかということが重要であると考えている。今後も学校がいじめの問題に対して、適切に対応していただけるように指導していきたいと考えている。

二つ目の本県の暴力行為等の状況について、千人当たりの発生件数であるが、秋田県は令和元年度4.6件で、前年度比で2.4件の増加となっている。順位は全国で少ない方から数えて20番目となっている。発生件数も増加してきているが、中身を少し詳細に見てみると、ささいな小競り合いや喧嘩も暴力としてあげられてきている学校が多く見られた。いじめの認知とともに、学校が丁寧に子どもたちの様子を捉えようとしている結果であると考えているところである。

暴力行為の形態について、小学校の対教師暴力が38件、中学校は7件、生徒間暴力が小学校201件、中学校70件、器物損壊が小学校34件、中学校17件で、生徒間暴力、器物損壊を見ていただくと倍増するような結果となっている。こちらは様々な原因や要因があると思うが、いじめの積極的な認知とともに、暴力行為についても把握が促進されていると考えている。暴力行為の内容としては、自分の感情を押さえることができなくて、友達や先生に対して暴力行為がエスカレートしているようなケースや、同じ児童生徒が暴力行為を何度も繰り返しているというケースが報告されている。

資料の説明については以上であるが、今後も不登校、問題行動の未然防止、そして即時対応の充実にしっかりと努めていきたい。各市町村教育委員会を通じて学校に対して働きかけていきたいと考えている。

【議長】

ただいまの報告について、御質問、御意見等はないか。

【委員】

件数の増加が、いじめについて認知が進んだからと結論付けることに、根拠はあるのか。例えば些細な友人間の仲違いであってもいじめとして、もしくは暴力行為として報告にあげるようになったことを裏付ける、何か実際に詳細な理由はあるのか。結果の解釈にあまりバイアスをかけない方が、もしくは根拠があるならば根拠を示した方が誤解を招かないかと思う。

【事務局】

これが一つの理由だと結論付けるのは、さすがに難しいかと我々も思っているが、報告の中身を見たときに、例えば暴力行為でいうと、少しの小競り合いが結構たくさん今回はあがってきているケースがあったが、我々もそれを違うというのも変かなというところもあり、今回は中身を分析して、大きな要因としては、それが考えられると捉えているということで御理解いただければと思う。

【議長】

具体的にその暴力行為がどうして起きたのか、その原因やその暴力行為への対応、例えばどの程度の暴力なのか、あるいは回数などを調査しているということか。

【事務局】

どの学校で何件、どのような事案があったのかはこちらで把握している。

【議長】

把握しているのは件数だけか。

【事務局】

件数と内容を把握している。

【議長】

暴力行為への対応であるとか、どれぐらい継続しているとかまで把握されているのか。

【事務局】

それが解決しているかしていないかというものを追跡して、各教育事務所や市町村教育委員会とともに指導に当たり、その解決に努めている。

【議長】

その原因まで突き止められているのか。

【事務局】

その事案の中身によっては、要因が判明していることもあるが、不明ということももちろんある。

【委員】

暴力行為の形態という中で、その背景の要因として感情を抑えることができないという話をされていたかと思う。確かにこういったことは最近問題になってきていると思うのだが、これに対して、例えば学校でもしくは全体の教員間で何らかの対策等は立てられているのか。もしも、そういうことがあったら教えていただければと思う。

【事務局】

我々としては、この調査結果を報告する際に、こういったケースが見られるということをもまずは共有するところから始めている。これを踏まえて、各学校で、いかにそういうところを細かく認めていくかというところに気を付けて対応していただくことを考えている。

【委員】

器物損壊がかなり大幅に増えていることがちょっと気になる場所なので、どのようなことが起きているのかがさらに分かればと思った。

【委員】

今の千人当たりの暴力行為の発生件数の中で、順位として秋田が全国の中で悪い方に上がっているが、先ほどの理由の中では、ささいな小競り合いとか、あるいはふざけ合いの中で、アンケートにあがったものがかなりの要因を占めるのではないかということだが、全国的に見ても数が増えているようなので、例えば、本県のもつ特色や全国的な傾向が、いろいろな情報の中で入ってきているのか。

【事務局】

いじめにも関わるが、実は3年前のこの調査において、定義に沿って、いじめの件数を報告しているかということについて国からの指導が入り、再調査して、数値が変化したということがある。その翌年から、全国的にもかなり数値が上がった。本県でも先ほど課長が話したとおり、まず認知してすぐ子どもたちが困らないように対応しよう、そして、重大事態に発展しないようにということを全県的に周知している。その結果、公立の小・中学校に関してはほとんどの市町村で、いじめの件数を月ごと、また定期的に報告するというシステムになっている。昔はどちらかというと、軽微なものであっても、かなり詳しいところまで報告を求められていたものが、軽微なものは件数のみというように、学校が負担にならないような報告の形式に全県的に変わってきている。このように、まずは認知してすぐ対応しようという意識が、全県的に統一したものになっていることから、いじめと暴力行為も非常に認知が増加していると私たちは捉えている。

【議長】

軽微ないじめについては簡単な報告にとどまっているということだが、前回の審議会で、いじめの重大性についてレベル分けをしているという話を聞いた。「これは重大で、これは軽微だ」というレベル分けはどのようになされているのか。

【事務局】

重大事態の定義があるので、これは重大事態であると市町村教育委員会が認定したものがあがってくるということである。

【議長】

その判断は誰がしているのか。

【事務局】

公立の学校では、学校と市町村教育委員会の判断となる。

【議長】

いじめの重大性によって判断主体が異なるということか。

【事務局】

そうということである。

【議長】

他に何か御質問はないか。それでは次に、高校教育課から御報告をお願いします。

【事務局】

高等学校における令和元年度のいじめの認知件数は、公私立、全日・定時・通信制を合わせて、表にある通り239件である。こちらは、前年度比で2件の減少となっている。高校教育課では、毎年の年度初めに、県立高校あるいは県立中学校の全職員に対して、生徒あるいは保護者からいじめ相談があった際の、学校における組織的かつ実効的な対応及び高校教育課への報告の徹底をお願いしているところである。資料にはないが若干具体的に御説明申し上げる。まず、教職員だが、生徒や保護者等からいじめ相談があった際は、決して一人で抱え込むことなく、また、対応不要であると個人で判断することなく、そのすべてを直ちに管理職及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織に報告することとしている。校長は、報告があった際には、事実確認を待つことなく、まず速やかに第一報を高校教育課に電話及び文書で報告することとしている。また同時に、学校におけるいじめ防止等の対策組織により、情報の共有、それから事実関係の確認等について適切に時期を逸することなく進めていただくことをお願いしている。その中で、事実関係の把握等により、いじめに当たると判断された場合には、その早期解決及び再発防止に向けて、いじめを受けた生徒を守り通すということを前提として、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援、あるいは、いじめを行ったとされる生徒に対する指導及びその保護者に対する助言等を組織的に行うこととしている。また第一報を高校教育課でも毎日のように報告いただいている。その際に我々の複数の担当者で情報の共有を図り、学校の対応等について検討しながら、必要に応じて学校を指導あるいは支援していくことにより、迅速かつ丁寧な初期対応に努めているところである。

この他に毎年7月に、全県の県立高校を対象にいじめ調査（アンケート調査）を実施している。早期対応、早期解決に向けた取組を推進している。また、11月にいじめの認知件数等に関する調査を実施し、各校におけるいじめの認知及びその後の解消の状況を把握し、いじめの解消に向けた取組を推進している。各高校においては、いじめの防止や早期発見に向けた取組として、定期的なアンケートの実施、クラス担任による面談、職員会議や打ち合わせ等での生徒の情報の共有等を図っている。早期解決に向けた取組は、日常的な生徒観察、これが基本だと思う。生徒や保護者等の訴えから直ちに校内いじめ対策組織を立ち上げ、情報の共有を図るとともに、その対応について組織的に取り組んでいただいている。繰り返しになるが、一部の教員が抱え込むことなく、校内いじめ対策組織が機能的に動くように迅速かつ組織的で、生徒及び保護者に寄り添った対応を今後一層心掛けてまいりたいと考えている。

次に、暴力行為の状況について御説明する。高校における令和元年度の暴力の発生件数は34件で、前年度と比較して4件の減となっている。形態については資料のとおり、生徒間暴力が32件と最も多くなっている。人間関係のもつれ、あるいはほつれから暴力を振るう事故が多くなっている。他者の人権を尊重し、思いやりの心を育む、これは教育の基本だと思うが、そういった指導を一層充実する必要があると感じている。

今後、校内における教育相談体制の充実、あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部の専門家の方々の力を借りながら、そういった方々と連携を密にして、生徒が不安や悩みを解消しながら安心して学校生活を送ることができるよう、指導の充実を図ってまいりたいと考えている。以上である。

【議長】

ただいまの高校教育課からの御報告について御意見はないか。

【委員】

先ほどから器物破損というのは、これはガラス窓を割ったりなど、そういうのはニュースなどで聞くが、どの程度まで含むのか、例えば廊下の壁を蹴るなども入るのか。

【事務局】

具体的な器物損壊の例を御紹介する。教室の窓ガラスを故意に割った、トイレのドアを故意に壊した、補修を要するような落書きを壁にしまった、学校で飼育している動物を故意に傷付けた、あるいは、カーテンや掃除用具等を壊した、そういった状況である。

【委員】

そういうものも広範に含めて暴力行為についてあげられていることは、衝動性の高さであるとか、欲求不満耐性の低さなどに起因するさまざまな行為が、いじめ問題のベースに関わってくるだろうということで、幅広に取り上げられているという理解でよいのか。

【議長】

私から1点お聞きしたい。小・中学校では、道徳の授業等で、いじめに関する教育がなされていると思うが、高校教育の中で、いじめ防止のために生徒に対して指導・教育をする機会はないのか。具体的に何か行っているのか。

【事務局】

高校生であれば、それぐらいの教養は身に付いているべきだが、実態として数字であがってくる事案があるので、我々の指導はやはりしなくてはならないと考えている。直接的ないじめの事案への対応とは別に、例えば、入学してきた一年生に対して、ソーシャルスキルトレーニングなど、皆で力を合わせながら何か目的を達していこうという集団作りをやったり、あるいは人とのコミュニケーションのとり方はどのようにやれば円滑にいくとか、そういった取組を放課後の時間を使いながら行ったりしている。そういった中でお互いに尊重し合いながら、授業の中でもそうだが、助け合って何かを成し遂げていくという経験を積みせながら、そういったいじめも気持ちの面で解消していきたいと思っている。

【委員】

高校ぐらいの年次になってくると、暴力行為などの問題行為を行う子どもの中には、時にはいじめ等を含めて、メンタルヘルスの問題を抱えている子どもも含まれているのではないかなと思うが、健康上のスクリーニングとかそういう視点からの介入はされているのか。

【事務局】

義務教育段階でいうと、まずは養護教諭の先生、それから、スクールカウンセラーを配置しているので、そういった方々を活用して児童生徒の悩み等に対応していく体制をとっている。

【委員】

私も学校の先生向けのレクチャーをお引き受けする時もあるが、そういうものを通じて子どものメンタルヘルスに関する知識をもっといただいて、可能性のある方をスクールカウンセラーに繋げるとか、そのような取組ということか。

【事務局】

そうである。

【事務局】

高等学校においても、そういったところは我々も課題として感じている。やはり校内における日常的な相談体制が大事だと思っている。養護教諭や、あるいは教育相談という組織があるのでその教員や、そういった方々が日常的にカウンセリングのスキルを上げながら生徒の話を聞いて、その上で必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部に繋いでいくことが大切であると考えている。

【委員】

この後の話題になると思うが、学校の中における、第三者ではなく教員のカウンセリングマインドを育てる研修は、県あるいは市町村教育委員会として、体系的に考えたりあるいはすでに実行したりしている事例などはあるか。

【事務局】

県としては、学校の教育相談担当又は生徒指導主事、それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが一堂に会した研修会を年1回開催している。ほかに、適応指導教室の指導員の皆さんとスクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会の担当者等が一堂に会して、対応を検討するネットワーク協議会を年1回開催している。専門家の知識及び技能を先生方も身に付け、子どもたちに対応していこうという試みを長年開催している。

【委員】

手応えとしてはどうか。

【事務局】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等をどう活用したらよいか分からないといった声があがっていたのだが、ようやく最近、こんなときにはこの方たちと連携しようとか、こんなときにはスクールソーシャルワーカーから医療に繋げてもらおうとか、または、様々な機関とどんどん繋いでいくような形が取れるようになった。また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと一緒に特定の子どもに関わるという連携もできてきており、年々手応えを感じているところである。

【委員】

スクールカウンセラーに関して、高校と中学校ではかなり（配当）時間数が違うことを把握している。特に高校の場合は非常に少ない状況だが、その中でどのようにスクールカウンセラーの活用を考えているのか、何らかのその繋ぎ方に工夫等があれば教えていただければと思う。

【事務局】

御指摘の通り、十分な時間が配当できておらず課題であると感じている。先ほどもお話したが、普段学校の中で相談を受ける教員がいるので、教員がまず生徒の話を聞きながら、必要性に応じてスクールカウンセラーをお願いしていく、必要性に応じて配当時間のプラス分をお願いしながら、本来の配当時間よりも多い時間数をお願いしていくというところもある。ただ、財政面との兼ね合いがあるのでニーズをすべて満たしているという状況にはなかなかできないだろうと思っている。そこを、繰り返しになり恐縮だが、我々教職員のところで支えていく、我々のスキルアップも大事かと思っている。

【議長】

それでは、特別支援教育課から御報告をお願いしたい。

【事務局】

本県の国公立の特別支援学校におけるいじめの認知件数は13件であり、前回の調査と比較すると9件の増加となっている。増加については、各学校が、個別面談やいじめに関する調査の他、普段から子どもたちの様子を丁寧に把握することに努めた結果、児童生徒から直接訴えないものについても、いじめと認知して対応している結果と捉えている。資料にはないが、具体的ないじめの態様については、主なものとして冷やかしのからかい、嫌なことを言われた、軽くぶつかられたりする、あるいは物を隠されたといった内容が多くを占めていた。いずれのケースについても、被害児童生徒への対応、あるいは加害児童生徒、または、学年・学部全体への指導など即時対応をして、現在は、いじめをすべて解消している。また、特別支援学校の場合、自分から被害等を訴えることが難しい子どもたちも多くいるので、周りの職員等が状況把握を一層丁寧に行って、早期発見、早期対応することが重要であると考えている。全職員で情報を共有しながら、組織的な対応に努めるよう指導している。あわせて、いじめの起きにくい学校づくりということで、児童生徒会活動や行事、あるいは児童生徒が主体的に参加して活躍する場を設けることで、お互いにそのよさを認め合って、いじめが起きにくい学校づくりになるようにも指導しているところである。最後になるが、特別支援学校については、暴力行為は調査の対象となっていない。報告は以上である。

【議長】

ただいまの特別支援教育課からの御報告について御質問、御意見はないか。

【委員】

前のページの「参考」で特別支援学校以外の学校のデータが出されているが、特別支援学校については、同様の数字が出されていないのか。

【事務局】

全国の特別支援学校の調査はあるが、本調査においては、全校種をまとめたものである。

【委員】

全国と秋田県の千人当たりの同じような調査や解析値があってもよいかと思ったので。

【事務局】

このデータは小・中・高・特支を入れたものになっており、これは小学校のところと同じデータが載っているが、分かれてオープンになっておらず全ての校種のものとなっている。

【議長】

それでは次に協議に入りたい。あらかじめ事務局から協議題を二つ頂戴しているので、事務局から一つ目の協議会の設定理由について御説明をお願いしたい。

【事務局】

一つ目は、「いじめの重大事態の対応の在り方について」である。

県教育委員会では、これまでそれぞれの学校種において、様々な機会を捉えていじめ防止等の取組を推進してきた。学校現場においてはいじめの定義の理解促進や、いじめを積極的に認知しようとする意識の高まりにより、いじめの認知件数は年々増加している。令和元年度問題行動等調査における本県のいじめの認知件数は、国公立・小中高特支あわせて4,423件と、前年度比で186件の増加となっている。

いじめの積極的な認知及び即時対応を行うことにより、本県ではいじめが重大事態に至るケースは少ないが、全国を見ると、児童生徒や保護者から重大な被害が生じたと申立てがあったにも関わらず、学校が「重大事態とはいえない」と判断し、報告・調査等を行わなかったケースや、いじめの初期対応を怠ったため重大事態に至ってしまったケースが多数見られている。

県教育委員会では、いじめ防止対策推進法第30条及び第31条に基づき、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、または、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、資料9ページ「重大事態発生時の調査組織」にあるように、県立学校の場合は、県教育委員会を通じて県知事へ、私立学校の場合は学校法人を通じて県知事へ、事態発生について報告すること、秋田県いじめ問題対策審議会または調査組織、学校が速やかに、事実関係を明確にするための調査を行い、事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に必要な措置を講ずることが定められている。

本日は、いじめの被害が深刻化し重大事態に至ることを防ぐ上で、また、事態発生後は全容を解明し事案への適切な対処及び再発防止を図る上で、学校及び県教育委員会の対応や関係機関との連携の在り方等について、本審議会から御提言を賜りたく、本日の協議題として設定させていただいた。

【議長】

ただいまの一つ目の協議題について、御質問等はないか。

【委員】

今回、参考資料ということで、前の再調査報告書が添付されていたが、重大事態への対応の在り方でいろいろな視点があると思うが、この再調査の報告を考えながら本委員会がどのような対応をするかということも踏まえて考えることになるのか。その辺の扱いについて教えていただければと思う。

【事務局】

本日の協議題の「対応について」というところについては、学校、そして県教育委員会、また、こ

の再調査報告書の中にも記載があるが、調査に当たる上での第三者委員会、またその三者における連携やそれに加えて他の外部機関との連携、そういったところも想定している。そういった対応についても御意見をいただければと考えている。

【委員】

関連して、「再調査の結果について」の一番下に「再調査に基づく提言」があるが、この提言に基づいた、県の対策や重大事案に対する様々なマニュアルや対策は既に作られているかお聞きしたい。

【事務局】

この会とは別に、いじめ問題対策連絡協議会を毎年11月に実施している。その会議には、小中高の校長会、警察、児童相談所、法務局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、市町村教委等、様々な機関から出席いただいている。その会で毎回、協議した結果をリーフレットにまとめて、県のホームページで配信している。今年度は、本審議会同様、いじめ重大事態の対応についてまとめたが、例年同様、全校種の学校に配布するとともにホームページで配信して、学校が的確な対応をして重大事態に至らないよう県から提案している。

【議長】

そのリーフレットなどは誰に向けて送っているものなのか。

【事務局】

先ほど私が御説明したものは、学校向けに送っているものである。文部科学省の「いじめの重大事態に関するガイドライン」を基に作成しているもので、県から学校にガイドラインの要点を絞った形で提示しているものである。

【議長】

保護者に対してリーフレットを渡している自治体もあると聞いている。県のリーフレットは基本的に学校向けに作っているのか。

【事務局】

一昨年は保護者家庭向けのリーフレットを作成している。その都度テーマが変えており、現在は保護者も家庭も巻き込んで子どもたちを守ろう、という県からのメッセージとして作成し、配布したところである。

【委員】

今この場で話をする方向性についての確認だが、県で様々な事案を受けて、一つの形としてまとめたものをベースとして考えることは、資料がないとできないと思う。今日のこの場はあくまでもこの裏にあった資料を基にして、重大事態としてどのような対応が、この報告書以外で、さらにプラスアルファとして考えられるかということをお話しすればよいということによいか。

【事務局】

先ほど御指摘があった再調査に基づく提言について話をしたい。この提言を受けて、令和元年度、私も県立高校の指導において、まずは、校長を対象に再調査報告書を受けて、いじめの対応の在り方について研修を行っている。地区毎に、例えば県北、中央、県南の各地区に校長を集めて、再調査報告書を事前に読んでいただき、このいじめ事案への対処がどうあるべきかというところを検証している。それから、それを受けて、今度は各高校で校内研修を義務付けて、各校で再調査報告書を基にいじめの対応について研修を行っている。さらに、各校の生徒指導主事を集めて、再調査報告書の内容を基にしたいじめの研修を行っている。今お話があった、今回のこのテーマについてだが、参考までにこの再調査報告書を事前に委員の先生方に目を通していただいている。一番大きいこのテーマの趣旨は、重大事態にならない、そこまでいかないために、どういう対応が必要なのか、未然防止に向けた対応はどういったことが必要なのかということが一つ、それから、仮に重大事態になった場合、審議会がどうあるべきかというところを、この再調査報告書の内容を基に考えていただければということである。

【議長】

基本的には重大事態に至らないためには、どういう対応をしたらよいのか検討することになると思うが、もし、実際に重大事態になった場合、第三者委員会が適切に判断するためには、どういう形で

手続を進めたらよいかも含めて検討することでよいか。

それでは協議を行いたい。各委員から順番に意見を提示していただきたい。

【委員】

率直に経緯を読んでいくと、同じような堂々巡りが延々とあって、問題の共有先がごく限られている。例えば当初は学校の中だけ、それからいじめ防止対策委員会、当事者のヒアリングなど何回やっても結論が出ない。この校長先生の在り方の問題かもしれないが、いじめ問題を否認し、生徒や保護者から異論が出ることを繰り返している。この辺がなぜループして時間ばかり消化していくのかなと。保護者からの訴えに対して、プロセスやスピード感など分からない部分があるので、もう少しスピーディーに論点を整理することができないのかなと素朴に疑問に感じる。いじめの実態について、学校内のクローズドサークルの中だけでやっても、なかなかあぶり出しができないので、もう少し早いタイミングで、第三者へのパスがあってもよいのかなと感じた。この後の協議題に関わることもかもしれないが、校長先生の所が問題を明らかにするボトルネック、一番ハードルになっているため、学校現場の外に速やかに、情報共有するシステムがないかと思った。この後のディスカッションを拝見しながら、気付いたことがあればお話をしたいと思う。

【議長】

後程、お気付きになったことがあれば御意見等を頂戴したいと思う。まずは、早い段階で第三者が関与することが必要だ、望ましいということか。

【委員】

はい。学校の外、早い段階で第三者が関与することが必要だと思う。

【議長】

第三者というのは、具体的にはどういった者が望ましいとお考えか。

【委員】

この事例で言えば、教育庁が問題を把握して会議等をしたのがどの段階か。2014年7月の段階で把握していると考えてよいか。第1回いじめ防止対策委員会開催以降、学校の中で同じ議論を繰り返していて、うまく結論が出ない、被害者が納得するような対応をされてない。結果的に9月17日には保護者が高校教育課に相談しているが、保護者が教育庁に直接相談することは大変なことだと思う。やむにやまれず、埒があかないために直接相談に至ったのだと思う。このケースは相談をするというアクションを起こせたのだが、ギブアップしたり、泣き寝入りしたりするケースがあるのではないかと思う。ここら辺の流れがえらく遅いというか、狭い人間関係の中だけで繰り返しているなという印象である。

【議長】

教育庁に繋いであげることが重要だということか。

【委員】

教育庁は第三者だといっているのか。

【委員】

第三者ではないという巷の意見もあるが、少なくとも学校の外に軸足、協議の場を移すということだと思う。

【委員】

非常に興味深く、再調査報告書を拝読したが、実は私は途中の任期で最初の調査委員会の中に名前があるが、残念ながら私がこの調査にはほとんど関わることができなかった。4月1日で最終の会の時に出て、その時には文章のほとんどができ上がっていて、意見表明がほとんどできなかったことを記憶している。このことを考えると、いわゆる委員の任期の問題が出てくると思うのだが、2年の任期で、でも実際に重大事案が動いているときには、その2年の任期で切らないとか、そういったことが必要ではないかと思った。委員の任期上として考えていただければと思った次第だ。

この内容を見て非常に私が興味をもったことは、校長が問題になっているという内容が再三出てくるが、それが校長個人の問題であるのか、もしくはこの意思決定が学校の特徴の中で校長が行ったことなのかというのが分からなかった。重要なことは、その学校の中で起きているその学校の文化であ

ったりこの部活動の文化であったり、このようなものが必ず校長や上の者の意思決定に影響するということである。こうした状況をどのように捉えていくのかということは、今後の課題になってくと思う。これを単純に校長の問題にしてしまえば、今後のいじめ対応にはなかなか生かせなくなってしまう。学校というシステムや、学校という集団をどのように捉えていくのかということを考えていく必要があるなと思っている。

この事案の中でもそうだが、いじめが起きた場合に対人関係の問題であるという認識が出される。ただ、いじめが起きるのは、対人関係が必ず学校という舞台の上である。だから、学校のアセスメント、学校の中で起きるのだという認識は、各教員がさらにもっておく必要があるし、そういったことを伝えていく必要もある。

これは非常に難しいことだと思うが、いわゆる第三者委員会は、その事案が動いている中で調査を始めていく。この報告書でも、第1回の調査委員会が起きた後で、すぐ次の日にリストカットが起きたことが書かれている。さらに、ここからいろいろな噂の問題が出ている。ということは、事例が動いている中で対応をしていかなければならず、事例全体を俯瞰的に見るができないということである。一方、この再調査報告書は、全体を俯瞰的に見るができたからこそ、いろいろな別のところが見えてくるわけである。これからの重大事案に対応するに当たって、俯瞰的な視点をもつためにどのような方策がとれるのかということは、非常に難しいものだが、考えていく必要があると思う。できるだけ情報を集め、それを一元化して、その中で考えていくようなシステムが必要かと思った。

【議長】

重大事態が発生した場合、第三者委員会が適切に権限を行使することができるようにするための提言ということか。

【委員】

そうである。

【議長】

昨年度、委員から検証に堪えうるだけの資料を作成することが必要だという提言がなされたが、第三者委員会が適切な判断をするためには、判断の材料となる資料が集まることが重要になる。初期段階から県教育庁が関与し、情報を一元化して、第三者委員会に提示してもらう必要があると思う。

【委員】

私はこの資料を見たことをベースにして感じたことをお話しさせていただきたい。ある意味で重大事態に対する対応が失敗した一つの実例と受け止めた。初期対応の中で学校長がかなり早い段階で一つの意思決定をしたことが、まず一つ大きな問題点だろうと思っている。先ほどの報告の中で、いじめの件数が増えた理由に、学校の中におけるいじめに対する定義の周知の徹底が一つの大きな要因だという話があった。ただそれは、小学校、中学校、高等学校の発達段階でアプローチの方法が若干違うのかなと。例えばこの高校の実例を見ると、そのいじめへの対応が、私にはどうしても生徒指導的な対応からスタートしたとしか見えなくて、実はその前の段階で、もうすでにいじめの防止対策推進法ができて、法によっていじめに対応しなければならないという形ができ上がったわけであるから、例えば生徒指導であれば、自分のその経験と、あるいはその相互の人間関係を基軸として、どちらかというところ、共感あるいは自己存在をベースにして、バランスよく解決していくことが指導の基軸だと思うのだが、それが法的にきちんと対応するというところは、そういう経験や人間関係に加えてもう一つ、守るべき一線、義務というものが生じたということで、その感覚がまだ教員の方に徹底してないのかなと。つまり、人間関係で「君たちの中で解決すべき」という点と「これはいじめだから、これに対応するためにはきちんとしたやり方をしなければいけないんだ」という、その教職員の意識がまだ十分、（この事案は平成26年であるので）周知されていないという感覚は見て取れたのだが、現在においても、校長会や研修等で、そういうことを周知徹底していると思うが、それをもう一度しっかりと各学校に落とし込んで、それに基づいた組織的対応をしていく必要があると思う。そうすると、研修の在り方も一堂に会する研修があれば、逆にスキルをもった方々が各学校に赴いて、具体的には学校の中で研修会を開き、そこで具体的な事例を基にして、教員のスキルアップを図っていく、そういう形も含めて必要なのかなという感じをもった。

もう一つは、教職員のスキルアップの一つの方法としては、アンケート調査が先ほどから何回も出ていると思うが、どういう事案があり、どういう数値で、どのような対応が必要なのかという大まかな部分を捉える、そういうアンケートから、小学校、中学校を中心にQ-Uやアセスなどいろいろな分析があると思うが、そういう分析に当たるアンケートを今度は学級経営や部活動の対応力に落とし込んでいくような具体的な事例や、やり方等も含めたアンケートをもう少し積極的に活用することも

一つの方法としてあるかと思う。特に、この事案は高校であるので、高校の場合はそういったものが、もう少し積極的に活用される必要もあるのかと、もちろん今、そういう形が進んでいるのであれば、大変申し訳ない言い方になるが、これは多分、学校によってはまだ温度差もあると思うので、そういったスキルアップの仕方をもっと少し生かしていくことが、重大事態の未然防止に繋がる一つの道筋なのかなという感じをもった。

【議長】

私としては、教職員に対して研修を実施し、それによって教職員の意識を変えていく、スキルアップを図っていくことが必要だと思う。アンケートの活用というのは、具体的にどういう意味なのか。

【委員】

先ほどの7月や11月に全校生徒を対象にしたアンケート調査や、小学校、中学校においては毎月行っているというお話もあったので、そういうアンケートの中に、自分たちの、いわゆる、生徒の実態を把握する、あるいは把握した上で自分の授業あるいは学級経営に生かせる分析データが出てくるアンケートもあると聞いているので、そういったものを生かすことも一つの方策かと、そういう意味である。

【議長】

私からは、いじめを認知した場合、重大事態に至らないようにするためはどうしたらよいのか、一般的な観点から意見を述べたい。

県教育庁は、いじめの認知件数が増えていることを肯定的に捉えている。確かに、早いうちにいじめを認知すれば、問題が大きくならないうちに対応できるので、その意味で認知件数が増加していることをマイナス評価する必要はないと思われる。しかしながら、認知はしたが結局報告や調査等を行わなかったとか、初期対応を行わなかった、といったこともあると思われる。他の自治体の話であるが、認知後の対応が不十分・不適切であったがゆえに重大事態に陥ってしまったこともあると伺っている。また、いじめの認知件数が増加すれば、対応にあたる教師の負担が増えてしまい、その結果対応が十分になされないこともあると思われる。いじめを認知した後、具体的にどういう対応をとっているのか、我々からは分からないところであるが、単に見守りをするだけでは不十分なケースもあると思われる。いじめの問題が根深くて対応に苦慮するケースもあるだろうし、対応が不十分・不適切であるがゆえに重大事態に発展することは、当地でもあり得ることだと思う。また、いじめかどうか判断がつかないケース、学校側がいじめを認めないケースもあり、その結果対応が遅れることもあるように思う。

この点、児童虐待については、児童相談所の職員を増やすなどの手立てを考えているが、教師を増やすことは簡単にはできないと思うので、学校関係者以外の第三者がいじめの問題に関わっていく必要があると思う。教育庁が第三者と言えるか微妙なところだが、いじめの問題は教育的な解決がなされるべきだと思うので、基本的には、学校と県教育庁が連携し、いじめの問題に対処することになると思う。繰り返しになるが、いじめの早期発見がなされても、教師が「これは生徒間のトラブルに過ぎない」「いじめに当たらないのではないか」と誤解し、いじめを見逃すケースもあると思う。他にも、生徒が何日も学校を休んだりしていて、そういった場合には、いじめを疑わなければならないところだが、いじめではない、他の理由によって休んでいるのだと判断してしまい、その結果いじめを見逃してしまうこともあるかもしれない。長期の欠席が認められた場合には、その時点ではいじめと判断がつかなかったとしても、いじめの可能性をあることを前提に、学校で調査を行った上で県教育庁に報告し、県教育庁から助言するなどして、学校と県教育庁が連携を図りながら対処することが望ましい。そして、不登校の事案については、県教育庁からこういった原因で不登校となっているのか、学校に報告を求めるなどして、学校がいじめを見逃している場合でも、県教育庁のほうで認知できるような体制づくりが必要であると思う。

それとは別に、県教育庁も含めた学校関係者において、対応が不十分であることに気付かないケース、あるいは対応に苦慮するケースもあるかと思う。そういった場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関与させるほか、法律問題に精通する弁護士が関与することも必要であると思う。学校機関の側では、法務相談体制が構築されていると認識しているようだが、実情として当地では、弁護士がいじめの問題について、学校関係者から相談を受け助言しているケースはほとんどない。この点、現在文部科学省はスクールロイヤー制度の導入を検討するよう自治体に促しており、東北地区において、宮城県や福島県では、スクールロイヤー制度を実施したと伺っている。当地でも制度の導入を検討していただければと思う。

【委員】

先ほど述べたように、事例が起こっているときに当事者の中で解決することは、感情の問題やそれまでの背景を背負っているわけだからとても難しい。先ほどスキルアップの話があったが、スキルアップは一次予防的に、例えばいじめに対する気付き、センサーを働かせることである。初期対応の段階でどういうアプローチをするか考えるべき。一旦、結構根深いいじめ問題が起きて、当事者もなかなか納得できないという時に、中途半端なスキルで深掘りをするとうるさかしく、泥沼に入ってしまうのではないかと。医療の世界でも自分のスキルで対応できない方をずっと引きずって重症化させることはよくあることで、自分の手を離して外の機関により形で繋ぐようなスキルを磨くシステムを作っていたいただきたい。研修やスキルアップは、次の議題かもしれないが、それぞれのフェーズに合ったトリアージの仕方考えるべきで、単一の研修内容ではできない部分もあるかと思う。

【議長】

それでは、二つ目の協議題の御説明をお願いしたい。

【事務局】

二つ目の協議題は、「いじめの防止等に係る教職員研修の在り方について」である。

各学校では、校長のリーダーシップの下に、校内いじめ対策組織を立ち上げ、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立する必要がある。また、校長、教頭等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローすることが求められており、学校全体の組織的な対応に向けて、教職員一人一人の資質向上を図るために教職員研修が果たす役割は非常に大きなものがある。

県教育庁高校教育課では、毎年5月に各校教頭を対象とした「秋田県高等学校いじめの防止等に係る研修会」を開催し、全国的ないじめの問題に係る最新の情報について理解を深めると共に、各校におけるいじめの現状やその改善に向けた取組の成果と課題等について、協議や演習を通じて実践的な成果が得られるように実施している。また、7月には各校生徒指導主事を対象とした「高等学校生徒指導研究協議会」を開催し、法律や心理学等の様々な分野から講師を招いた講演や、講義形式のみに偏らない事例研究や演習を取り入れるなどして、受講者が目的意識をもって実践的な知識・経験が得られるように実施している。他には、初任者研修等の研修における学級経営や生徒指導・教育相談に関する研修を一層充実させていくとともに、各校における校内研修では、いじめの問題についての教職員の共通理解と同僚性、当事者意識と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習などによる実践的な研修を一層推進してまいりたいと考えている。

そこで、本日はいじめの防止等に係る教職員研修の在り方について、本審議会から御提言を賜りたく、協議題として設定させていただいた。

【議長】

ただいまの二つ目の協議題について御質問はないか。

【委員】

研修内容について具体的な資料や説明はないか。

【事務局】

教職員対象の研修は大きく三つに分けられる。一つ目は県教育委員会等が主催した対象教職員を集めて行う研修であり、先ほど御紹介させていただいた教頭対象の研修や生徒指導主事対象の研修、あるいは県総合教育センターが行う研修等などがある。二つ目は校内研修であり、各校において具体的な事例研究や講師を招いてのスキルアップ研修などがある。三つ目は、外部機関との連携による研修である。

【委員】

事例検討はよいと思うが、一つ目の教職員対象の研修内容は、一般的ないじめ問題について、テキストベースで説明するものか。例えば、ロールプレイや何か具体的に研修内容、資料があれば拝見したい。

【事務局】

実際に、どのような研修が行われているかということ、国の法律をもう一度皆で共有して理解に努めるとか、県のいじめの基本方針を策定しているので、その内容を確認すること、それから、各校で様

々な事例があるので、その事例をテーマにして、グループでこのテーマについてはどうあるべきかということ話し合っって検証するといった内容の研修を実施している。

【委員】

そういうことを学ぶ場は、今まで具体的になかったのか。あったけれども、もう一度復習していただくということか。

【事務局】

今年度、それから、昨年度もこういった研修は実施をしている。こういう研修が体系的なものになってきた背景には、先ほどから再調査報告書の内容を見ているが、一つ大きな重大事態があり、秋田県全体でいじめ問題について、きちんともう一つ組織的に体系的なものにしていかなければいけないということで進めてきている。

【委員】

座学に近いと思うが、これはとても難しいものである。研修をやって、例えば先ほどの校長先生も退職されたようだが、その先生がこういう講座を受けて何か行動変容が起こるかと言えば期待できないのではない。研修の成果を評価する、研修後の変化を見ることが重要。適性のある方は研修を受けなくてもセンサーが働いているわけで、適性に欠ける教職員をどうするか。特に重要な役職におられるとこういうことになってしまうので、研修は、やりっ放しでなく、どのような成果に結び付いたかという評価を何かの形で今後やっていかないといけないかと思う。

【委員】

教職員研修の在り方で、私が、基本的に考えていることは、管理職と実務の教員で研修内容を分ける必要があることがまず1点である。基本的な法律や基本方針が重要になるのは管理職だ。もう一方で、実務の、実際に生徒に対応する教員に対しては、別の研修が必要となるだろう。私は、平日頃いじめに対する指導は防災教育と同じだという認識がある。もしも、未然に防ぐことができなければ、ものすごいコストがかかってしまう。例えば、防災も安全に逃げられなければ学校の責任が起きてしまう。だから、コストがかからないようにするために、平日頃からいじめに対して学校がどのように取り組んでいけるのか、研修の中で実践していくことになると思っている。そのためには、学校という組織の中で、どのような集団力動が発生するのかなど、そういった基本的な知識が必要になるだろう。例えば、心理学用語に「リスキーシフト」という言葉がある。いじめが、当然のことながら起きることも、各教員が認識する必要があるだろう。先ほど申し上げたが、どうしても人間関係と言って、学校という舞台をいつの間にか考えなくなってしまうのではない。だから、そういった中で起きる集団力動に対する理解、そしてその中で実際に行えるクラスの中での関係づくり、それからもしもいじめが起きた場合には、その段階で、そのいじめを防止できるような方策、これはもう幾つもマニュアルがたくさんできてきているので、そういったものを実践的にやっていくことが必要なのかなと思っている。

【委員】

先ほどからちょっとずつ研修のことに触れているのだが、結局、こういう言い方をすると多分問題だと思うが、いじめそのものが根絶されることは、あまり想定しづらく、何らかの形で起きるということを想定した場合に、いかに小さく、また命もしくは、大きな被害に遭わない状態で抑え込むかということも研修の目的の一つかと思う。そうなった場合に、防災教育の話があったが、小学校の早い段階から、お互いに命の大切さやあるいはお互い支え合うことの大切さを、先ほど道徳教育とあったが、それが常に自分の生活の端々で見られるような、そういう研修、そういう教職員の力を研修の中で明確化させることが、研修を受ける目的の大きな意味合いをもち、教職員のモチベーションに繋がるのかと感じた。

もう一つは、学校に少し出向いた方がよいという話に先ほど触れたが、研修というとはやはり先生たちは、やらされ感がどこに残ってしまう。それを少しでも払拭していくためには、自分が今働いている学校の中におけるこの研修はかなり大きな意味合いをもっていて、働く現場とその研修が直結するような形が、非常に見えやすく、意味合いをもちやすいかと思う。そういう意味で例えば、指導主事の方々が各学校に計画的に赴いて、いじめに対する対応の仕方を各学校のマニュアルが本当に生きているかということも含めた形で、サポートしていく、教えるのではなくサポートしていく姿勢も研修の中であってよいと感じた。

お話を伺うと、非常に体系的に考えて対応されているという大変力強いお話もあったが、もう少し具体的に1人の教員がいじめに対してどのように対応し、どんな気持ちをもつのかということ、現

場の先生を支えていくという意味の研修の在り方、そういう方向性は非常に重要なのかと考えている。

【委員】

具体的に、どのように関わるかということを考える必要があると思う。例えば、これも一つの例だが、大学の授業の中で私がやったことで、例えば小学生か中学生の加害の児童生徒と、これから先生方が面談をしなければならないときに、一番初めに加害側だと分かった生徒に対して、どのように声を掛けるのか。実は、対応はそのようなところから必要だと思う。こうするべきと言ったときに、そういった細かい内容が全部抜け落ちていく。そうすると、いじめ対応は何かはずれていってしまう。だから、そういった具体的な訓練をする、もしくはディスカッションするということも大事になってくるし、今はそういったことがやれるように、考えていく必要があると思っている。

あともう一つ、これは私の所属する協会の問題になってくるのだが、スクールカウンセラー自身が、そういったいじめに関しての専門的知識と、実践的な研修を行えるように、スクールカウンセラーに対しての研鑽を我々臨床心理士、公認心理師が相互にこれから行っていく必要があるのだろうということも感じた次第である。これについてはこちらの方で、改めて考えていきたい。

【議長】

先ほどの話にも出たが、座学的なもの、例えば「いじめの定義はこのように解されている」ということを学んでも、具体的な対応方法について身に付けられないのではないかなと思う、研修内容に工夫を凝らして、具体的に発生しているいじめの問題に対して、十分対応できるようにしていかなければいけない。ちなみに、我々弁護士がいじめに関してどういった研修をやっているかというところ、経験交流会という形式、すなわち、具体的な事案について、現に担当した弁護士から、どういった問題があったのか、どういった対応をしたのか、どういった点が不十分であったのかを報告してもらい、参加者にその事案に関する経験を共有してもらう形で研修を実施している。せっかく研修を受けても活用できないのであれば意味がないのではないかなと思われるので、具体的にどう対応するか、身に付けられるような形式で、研修を実施することが必要であると思う。

それとは別に、手続面での研修をする必要もあると思う。いじめの問題が発生したとき、どういう手順で、どういった対応をしなければいけないのか、そういった手続面について、学校機関、学校関係者に周知させる必要があり、そのような目的での研修も実施すべきである。

いじめの取組みに関しては、自治体によって温度差があるように思われる。積極的に取り組むところもあれば、とりあえず形だけやっておこうというところもある。本審議会では、県立学校について取り扱っており、基本的に高等学校におけるいじめの問題を検討しているが、研修を含むいじめの取組みに関しては、県内において万遍なく一律に実施しなければ、十分な効果が出ないように思う。県内の学校において、いじめの問題に真摯に取り組んでもらうためには、県教育庁に音頭を取ってもらい、県内における他の教育機関と連携を図って情報を共有し、研修等を実施することが必要である。そういった形で、教師の質を高めていただきたいと思う。

【議長】

他に御意見が特にないようなので、協議題のまとめをしたい。

一つ目の協議題については、早い段階で、県教育庁も含め第三者が関与することが必要であり、第三者が関与できるような対応体制を構築することが必要である。基本的には、学校と県教育庁とが連携を図っていくべきであり、必要がある場合には、県教育庁から学校に対して調査・報告を求め、その内容に対して指導・助言をすることが必要である。

県教育庁としてはいじめの認知件数が増えていることを積極的に捉えているが、いじめの問題が深刻化している側面があることを看過してはならない。また、認知に漏れがあることも考えられるし、不登校の事案においては、本人からなかなか事情を聞けないこともあって、いじめの事実を把握できないこともある。教育機関だけでは、いじめの問題点に気が付かず、適切な対応をとれないこともあるので、重大事態に至らないようにするためには、教育機関以外の第三者の関与が必要となってくる。現状においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった第三者的立場の者が関与しているが、スクールロイヤー制度を導入すべきとの提言もあるので、検討していただきたいと思う。

加えて、第三者委員会において、いじめの有無・重大性を判断するとき、検証に供するための資料がなければ的確な判断ができないので、資料の作成、保存に努めていただきたい。

二つ目の協議題について、いじめの研修に関しては、県立学校だけにとどまらず、県内にある学校に対して満遍なく実施していただきたい。研修の内容については工夫を凝らす必要があるが、座学的なものでは、いじめが現に発生した場合の対応方法について身に付かないので、具体的な事案を取り上げたり、あるいは具体的な事例を設定したりして、それに対してどのように対応するかといった演

習をすることも検討されてよい。

駆け足でまとめたが、委員の先生方から補足すべきことはないか。なければこれで議事は終了したい。進行を事務局にお返しする。

【司会】

大変貴重な御提言をいただいた。いただいた御提言は、児童生徒、保護者、現場の先生方にとって学校生活がより豊かなものになるよう、学校現場に還元してまいりたい。以上をもって、令和2年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会する。御出席皆様に感謝申し上げます。